

全教職員、学生 各位

福島県新型コロナウイルス緊急対策期間延長に伴う本学の対応・取組について

福島県は令和3年2月4日付けで、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく「福島県新型コロナウイルス緊急対策期間」を2月14日まで1週間延長することを決定しました。

県民一人一人の努力により、県内の新規感染者数は減少に転じてきています。病床利用率も少しずつ改善されつつありますが、依然として高い水準にあり、県民への医療提供体制の確保に向け引き続き予断を許さない状況にあることを我々は医療人として強い危機感を持って捉える必要があります。

本学においては「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた1月8日以降の対応・取組について」に加え、下記の事項について集中的な取組を進めてきたところですが、県の緊急対策期間延長を踏まえ、期間を2月14日まで1週間延長することとします。

全ての教職員、学生においては、これまで同様最大限の緊張感を持って感染拡大防止の徹底に努めるようお願いします。

記

- 1 緊急事態宣言対象地域を始めとする感染拡大地域との不要不急の往来は自粛すること。
- 2 県内においても、不要不急の外出を自粛すること。特に夜間（午後8時以降）の外出自粛は徹底すること。

令和3年2月5日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 竹之下 誠一